

恵庭市農業振興事業補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月16日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第18号

恵庭市農業振興事業補助規則の一部を改正する規則

恵庭市農業振興事業補助規則（平成4年規則第15号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第3条（略） （補助金等の交付の申請） 第4条（略） 2・3（略）	第1条～第3条（略） （補助金等の交付の申請） 第4条（略） 2・3（略） 4 第1項の規定により申請する場合において、 当該補助金等に関する消費税仕入控除税額等 （補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費 税額相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第 108号)の規定により仕入に係る消費税額と して控除することができる部分の金額及び当 該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の 規定による地方消費税の税率を乗じて得た金 額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同 じ。)があるときは、これを減額して交付の申請 をしなければならない。ただし、申請時におい て、当該補助金等に関する消費税仕入控除税額 等が明らかでないときは、この限りでない。
第5条～第12条（略） （実績報告等） 第13条（略）	第5条～第12条（略） （実績報告等） 第13条（略）

現行	改正案
2・3 (略)	2・3 (略)
	4 <u>補助事業者は、第4条第4項ただし書の規定による補助金等の交付の申請をした後に消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額等を交付決定された補助金の額から控除して速やかに報告しなければならない。</u>
第14条～第16条 (略)	第14条～第16条 (略)
(補助金等の返還)	(補助金等の返還)
第17条 (略)	第17条 (略)
2 (略)	2 (略)
	3 <u>補助事業者等が第4条第4項ただし書の規定による補助金等の交付の申請をした場合において、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額等が確定し、既に交付された補助金等の額を減額するときは、期限を定めて、当該消費税仕入控除税額等の全部又は一部の返還を命じるものとする。</u>
第18条～第20条 (略)	第18条～第20条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。